

令和5年1月4日
筑西市契約検査課

筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する
基準等を定める要綱の一部改正について（お知らせ）

筑西市では、ダンピング受注の排除を目的として、本市発注の建設工事等に係る競争入札を対象に最低制限価格を設定していますが、このたびの「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の改定に伴い、本市における当該価格の算定方式を一部改正しましたので、お知らせいたします。

なお、施行日は令和5年4月1日とし、同日以後に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用いたします。

記

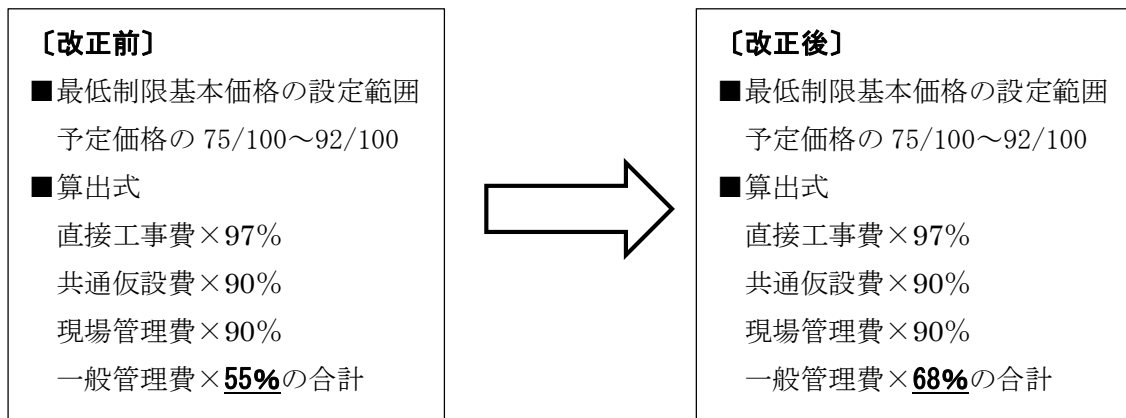
【最低制限価格を設ける対象】

- 1 競争入札による設計金額が1,000万円以上の建設工事
 - 2 競争入札による設計金額が500万円以上の建設コンサルタント業務
- ※ 建設コンサルタント業務とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務のこと。

【最低制限基本価格の算出方法】

- 1 建設工事について、次のとおり一部改正を行いました。

(1) 建設工事



2 建設コンサルタント業務については、現行のとおりです。

(1) 測量業務

〔現行〕	
■最低制限基本価格の設定範囲	予定価格の 60/100～82/100
■算出式	
直接測量費	×100%
測量調査費	×100%
諸経費	×48%の合計

(4) 地質調査業務

〔現行〕	
■最低制限基本価格の設定範囲	予定価格の 2/3～85/100
■算出式	
直接調査費	×100%
間接調査費	×90%
解析等調査業務費	×80%
諸経費	×48%の合計

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

〔現行〕	
■最低制限基本価格の設定範囲	予定価格の 60/100～80/100
■算出式	
直接人件費	×100%
直接経費	×100%
その他原価	×90%
一般管理費等	×48%の合計

(5) 補償関係コンサルタント業務

〔現行〕	
■最低制限基本価格の設定範囲	予定価格の 60/100～80/100
■算出式	
直接人件費	×100%
直接経費	×100%
その他原価	×90%
一般管理費等	×45%の合計

(3) 建築関係建設コンサルタント業務

〔現行〕	
■最低制限基本価格の設定範囲	予定価格の 60/100～80/100
■算出式	
直接人件費	×100%
特別経費	×100%
技術料等経費	×60%
諸経費	×60%の合計

※ 最低制限価格は、これまでどおり最低制限基本価格に無作為係数（開札直前に入札立会人のくじ引きによって決定するもの。）を乗じて得た額とします。

最低制限価格＝最低制限基本価格×無作為係数（0.9950～1.0049）